附属書八―Ａ（ワイン及び蒸留酒）

２　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書八―Ａ（ワイン及び蒸留酒）の規定の適用上、同附属書17のいかなる規定も、英国に対し、二千二十年一月二十四日にロンドン及びブリュッセルで作成されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の欧州連合及び欧州原子力共同体からの脱退に関する協定第五十四条の規定に基づく英国の義務に反する態様で同附属書17の規定を適用することを要求するものと解してはならない。

第六条　第九章（投資）に関連する規定

１　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第九・三十条（文書の送達）及び附属書九―Ｄ（第Ｂ節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による締約国への文書の送達）の規定の適用上、英国について記載する場所は、次のとおりとする。

英国

ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第九章（投資）第Ｂ節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により英国に送達する。

事務次官室
ビジネス・貿易省
オールド・アドミラルティ・ビルディング
ロンドン
ＳＷ一Ａ　二ＤＹ
英国

２　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書九―Ｈの規定の適用上、国家安全保障及び投資に関する法律（二千二十一年）に基づく英国による決定又は企業法（二千二年）第三部の規定に基づく公共の利益に関する事由による英国による決定であって、合併又は取得の可否に関するものは、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第九章（投資）第Ｂ節（投資家と国との間の紛争解決）又は第二十八章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならない。

第七条　第十章（国境を越えるサービスの貿易）に関連する規定

ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十・二条（適用範囲）２(b)及び附属書十―Ｂ（急送便サービス）の規定の適用上、急送便サービスには、英国については、郵便サービス法（二千十一年）第三部及び関連する補助的な法令に定める郵便に関するユニバーサル・サービスを含まない。

第八条　第十一章（金融サービス）に関連する規定

１　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十一・六条（国境を越える貿易）１及び附属書十一―Ａ（国境を越える貿易）の規定の適用上、英国について記載する金融サービスは、次のとおりとする。

英国

保険及び保険関連のサービス

(a)　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十一・六条（国境を越える貿易）１の規定は、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十一・一条（定義）の「国境を越える金融サービスの提供」の定義の(a)に規定する国境を越える金融サービスの提供又は国境を越える金融サービスの貿易のうち、次に掲げるサービスに関するものについて適用する。

(i)　次の事項に関連する危険に対する保険

(A)　海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される物品及び物品を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又は全てを対象とする。

(B)　国際間の運送中の物品

(ii)　再保険及び再再保険

(iii)　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十一・一条（定義）の「金融サービス」の定義の(c)に規定する保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）であって、(i)及び(ii)に記載するサービスに関連する危険に対する保険に関するもの

(iv)　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十一・一条（定義）の「金融サービス」の定義の(d)に規定する保険の補助的なサービス

銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(b)　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十一・六条（国境を越える貿易）１の規定は、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十一・一条（定義）の「国境を越える金融サービスの提供」の定義の(a)に規定する国境を越える金融サービスの提供又は国境を越える金融サービスの貿易のうち、次に掲げるサービスに関するものについて適用する。

(i)　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十一・一条（定義）の「金融サービス」の定義の(o)に規定する金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(ii)　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十一・一条（定義）の「金融サービス」の定義の(p)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。）

２　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書十一―Ｂ（特定の約束）第Ａ節（ポートフォリオの運用）の規定の適用上、「集団投資スキーム」とは、英国については、次のものをいう。

(a)　金融サービス市場法（二千年）第二百三十五条に定義する「集団投資スキーム」

(b)　オルタナティブ投資ファンドマネージャー規則（二千十三年）第三規則に定義する「オルタナティブ投資ファンド」

３　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書十一―Ｂ（特定の約束）第Ｄ節（電子支払カードサービス）の規定の適用上、「支払カード」とは、英国については、有形の又は電子的な様式のクレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、チェック・カード、現金自動預払機（ＡＴＭ）カード及びプリペイド・カード並びにこれらのカードに関する固有の口座番号をいう。

同節の約束のいかなる規定も、同節に定める他の全ての措置に加え、銀行法（二千九年）に基づいて英国において金融システムに影響するものとして規制される支払システムの業務を行う他の締約国のサービス提供者による英国への国境を越える電子支払サービスの提供について、当該サービス提供者と英国の領域において設立され、及び英国の法令に基づく規制又は監督の対象となる会社であって当該サービス提供者と提携するものとの間に契約関係があることを条件とする措置を採用し、又は維持する英国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が同節の規定に基づく英国の約束又は義務を回避する手段として用いられない場合に限る。

４　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書十一―Ｄ（金融サービスに責任を負う当局）の規定の適用上、金融サービスに責任を負う当局は、英国については、財務省又はその後継機関とする。